

西宮市立子育て総合センターの研修室1、研修室2及び多目的室の利用に関する取扱要綱

(趣 旨)

第1条 西宮市立子育て総合センター条例施行規則(平成19年西宮市規則第1号。以下「規則」という。)第5条第2項の規定に基づき、西宮市立子育て総合センター(以下「センター」という。)の研修室1、研修室2及び多目的室(以下「研修室等」という。)の利用に関する取り扱いを定める。

(登 録)

第2条 研修室等を利用しようとする者は、センターに会則等を添え、登録申請書(様式1号)を提出し、登録をしなければならない。

2 登録申請書は、毎年3月の最初の開館日から受け付ける。

3 登録有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、新規登録分については、登録日からとする。

(子育てグループ)

第3条 登録できる子育てグループは、おおむね10名以上で構成し、代表者及び構成員の過半数の者は、市内在住者でなければならない。

2 グループの名称は、特定の宗教、政党若しくは政治団体及び営利企業の名称又はこれを類推させる字句を使用することができない。

3 グループは、センター内において宗教、政治及び営利活動を行うことができない。

(登録の取り消し)

第4条 センターに登録した子育てグループ・団体(以下「登録グループ」という。)が、次のいずれかに該当するとセンター所長が認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 法律、条例、規則及び本要綱に違反したとき

(2) 虚偽の登録又は利用申込をしたとき

(利用申込)

第5条 登録グループが、研修室等を利用しようとするときは、事前にセンターに研修室等利用申込書(様式2号)を提出しなければならない。

2 前項の申込受付は、利用しようとする日の前月の最初の開館日から受け付ける。

(利 用)

第6条 研修室等の利用は、センターの開館時間内とする。

2 利用回数は、午前・午後の時間帯をそれぞれ1回とし、1登録グループについて月2回とする。ただし、センターの運営に支障がないとセンター所長が認める場合はこの限りでない。

3 原則として、飲食を伴う研修室等の利用はできない。

付 則

この要綱は、平成13年6月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。